
資料編

「被災者生活再建支援金」の支給に関する アンケートのご協力のお願い

ご記入にあたってのお願い

1 調査の対象

「被災者生活再建支援法」に基づき支援金の支給を受けられた方

2 調査の方法

- (1) お答えは、鉛筆か、黒又は青のボールペンで、はっきりとご記入ください。
- (2) ご回答は、選択肢に○をつけていただく場合と回答欄に記入していただく場合がございます。
- (3) 質問によって回答していただく方が限られる場合がございます。

3 お問い合わせ先

内閣府政策統括官（防災担当）付参事官（災害復旧・復興担当）付

担当者：仲 島 電話 03-3501-5191

財団法人日本システム開発研究所 研究部

担当者：山 田 電話 03-5379-5922

4 返送先

財団法人日本システム開発研究所 研究部 担当者：山 田
返信用封筒にてご返送ください。

◆調査票にご回答後は、同封の返信用封筒に入れて、3月26日(水)までに
投函してください。（切手を貼る必要はありません。調査票の一部を切り離したりせず、こ
の状態のまま返信用封筒に入れてご返送ください。）

I 世帯・住宅の状況、住宅再建に関することについて

問1 被災時、あなた（世帯主）の年齢は。〔1つに○〕

- | | | |
|------------|------------|------------|
| 1. 35歳未満 | 4. 45歳～49歳 | 7. 60歳～64歳 |
| 2. 35歳～39歳 | 5. 50歳～54歳 | 8. 65歳～69歳 |
| 3. 40歳～44歳 | 6. 55歳～59歳 | 9. 70歳以上 |

問2 被災時、あなたの世帯人数は。〔1つに○〕

- | | | |
|-------------|-------|---------|
| 1. 1人（単身世帯） | 3. 3人 | 5. 5人以上 |
| 2. 2人 | 4. 4人 | |

問3 被災時、あなたの世帯のお住まいは。〔1つに○〕

- | | |
|--------------|---------------|
| 1. 持家（戸建） | 4. 公団・公社の賃貸住宅 |
| 2. 持家（マンション） | 5. 民間の賃貸住宅 |
| 3. 公営住宅 | 6. 社宅などの給与住宅 |

問3-② 現在のお住まいは。〔1つに○〕

- | | |
|---------------|--------------|
| 1. 持家（戸建） | 6. 社宅などの給与住宅 |
| 2. 持家（マンション） | 7. 応急仮設住宅 |
| 3. 公営住宅 | 8. その他 |
| 4. 公団・公社の賃貸住宅 | 〔具体的に〕 |
| 5. 民間の賃貸住宅 | |

問4 被災時、住宅の被害程度（り災証明の被害程度）は。〔1つに○〕

- | | |
|----------|----------------------|
| 1. 全壊 | 3. 半壊、敷地被害によりやむを得ず解体 |
| 2. 大規模半壊 | 4. 長期避難世帯 |

問5 住宅再建（住宅の建設、補修）の費用が必要になったのは、被災後どのくらいたってからですか。〔1つに○〕

- | | | |
|------------|-------------|-----------|
| 1. 1ヶ月以内 | 3. 3～6ヶ月以内 | 5. 12ヶ月以降 |
| 2. 1～3ヶ月以内 | 4. 6～12ヶ月以内 | 6. わからない |

問6 住宅再建の費用以外に、生活に必要な経費が必要になったのは、被災後どのくらいたってからですか。〔1つに○〕

- | | | |
|------------|-------------|-----------|
| 1. 1ヶ月以内 | 3. 3～6ヶ月以内 | 5. 12ヶ月以降 |
| 2. 1～3ヶ月以内 | 4. 6～12ヶ月以内 | 6. わからない |

問7 現在、あなたの世帯の年間収入は、被災前と比べていかがですか。〔1つに○〕

- | | |
|-------------------|------------------|
| 1. 被災前に比べて大幅に減少した | 4. 被災前に比べて少し増えた |
| 2. 被災前に比べて少し減少した | 5. 被災前に比べて大幅に増えた |
| 3. 被災前とほぼ変わらない | |

問8 災害による損害を受けたことで、住宅の再建のために要した経費の他に、支出した経費、又は支出する予定の経費はどれですか。〔あてはまるものすべてに○〕

- | | |
|-------------------------|------------------|
| 1. 支出していない、予定ない → (問9へ) | 5. 住居を移転するための交通費 |
| 2. 家財道具の購入、修理費 | 6. その他 |
| 3. 自然災害による負傷又は疾病の医療費 | 〔具体的に〕 |
| 4. 生活の移転に必要な移転費(引越費用) | |

問8-① 上記の経費に支出した、又は支出する予定の合計金額はいくらですか。
〔1つに○〕

- | | | |
|---------------|-----------------|------------|
| 1. 30万円未満 | 3. 50万～100万円未満 | 5. 200万円以上 |
| 2. 30万～50万円未満 | 4. 100万～200万円未満 | 6. わからない |

問9 被災後、住宅をどのように再建されましたか。又は、今後どのように再建する予定ですか。〔1つに○〕

- | | | |
|------------------|-------------------|----------|
| 1. 被災した住宅の敷地内に再建 | 6. 公営住宅に入居 | |
| 2. 移転して住宅を購入 | 7. 公団・公社の賃貸住宅に入居 | → (問11へ) |
| 3. 移転して住宅を建設 | 8. 民間の賃貸住宅に入居 | |
| 4. 補修(工務店等に発注) | 9. 住宅再建の目処がたっていない | → (問12へ) |
| 5. 補修(自分で実施) | 10. その他 → (問13へ) | |

問10 災害による損害を受けたことで、住宅の再建のために支出した経費、又は支出する予定の経費はどれですか。〔あてはまるものすべてに○〕

- | | |
|--------------------------|-----------|
| 1. 支出していない、予定ない → (問13へ) | 4. 住宅の補修費 |
| 2. 住宅の解体(又は除却)・撤去・整地費 | 5. その他 |
| 3. 住宅の建設、購入費 | 〔具体的に〕 |

問10-① 上記の住宅を再建するために要した費用、又は予定の合計金額はいくらですか。〔1つに○〕

- | | | |
|-----------------|-------------------|-------------|
| 1. 200万円未満 | 3. 500万～1000万円未満 | 5. 2000万円以上 |
| 2. 200万～500万円未満 | 4. 1000万～2000万円未満 | 6. わからない |

⇒次は、「問13」へ進んでください。

〔問9で「6～8」のいずれかを回答した方のみ〕

問11 公営住宅、又は賃貸住宅への入居に要した初期費用（敷金、礼金、保証金、引越し代等）の額はどのくらいですか。又はどのくらいの予定ですか。〔1つに○〕

- | | | |
|------------|--------------|-----------|
| 1. 支出していない | 3. 10～30万円未満 | 5. 50万円以上 |
| 2. 10万円未満 | 4. 30～50万円未満 | |

〔問9で「9」と回答した方のみ〕

問12 現在、住宅再建の目処がたっていないのは、どのような理由からですか。〔1つに○〕

- | | |
|--------------------|--------------------------------|
| 1. 住宅を再建設する資金がない | 4. 今後のことはわからない |
| 2. 資金の借入れができない | 5. その他（ ） |
| 3. 再建設するか、移転するか考え中 | |

〔すべての方がお答えください〕

問13 「被災者生活再建支援法」に基づく支援金の支給対象となった災害は次のどちらですか。
〔あてはまるものすべてに○〕

1. 平成16年 佐賀県突風災害
 2. 平成16年 新潟県豪雨災害
 3. 平成16年 福井県豪雨災害
 4. 平成16年 台風第15号豪雨
 5. 平成16年 台風第16号豪雨等
 6. 平成16年 台風第18号豪雨等
 7. 平成16年 台風第21号豪雨
 8. 平成16年 台風第22号豪雨
 9. 平成16年 台風第23号豪雨
 10. 平成16年 新潟県中越地震
 11. 平成17年 福岡県西方沖地震
 12. 平成17年 台風第14号豪雨
 13. 平成18年 梅雨期豪雨
 14. 平成18年 台風第13号豪雨等
 15. 平成18年 佐呂間町竜巻災害

16. 平成19年 能登半島地震
 17. 平成19年 新潟県中越沖地震
 18. 平成19年 台風第11号及び前線による大雨災害
 19. 平成19年 台風第12号災害



「16～19」の災害に該当する方は、
次は「問14（6ページ）」へ進んでください。



「1～15」の災害に該当する方は、
次は「問21（9ページ）」へ進んでください。

（参考）【被災者生活再建支援制度の対象災害（平成16年以降）】

対象災害	対象市町村	
	都道府県	市町村名（市町村名は災害当時）
平成16年 佐賀県突風災害	佐賀県	佐賀市
平成16年 新潟県豪雨災害	新潟県	長岡市、三条市、見附市、栃尾市、中之島町、三島町、和島村
平成16年 福井県豪雨災害	福井県	福井市、鯖江市、美山町、今立町、池田町
平成16年 台風第15号豪雨	愛媛県	新居浜市
平成16年 台風第16号豪雨等	愛媛県	大洲市
	岡山県	倉敷市、笠岡市、玉野市、寄島町、岡山市
	香川県	坂出市、観音寺市
平成16年 台風第18号豪雨等	広島県	呉市、倉橋町
平成16年 台風第21号豪雨	三重県	津市、紀伊長島町、海山町、宮川村
	愛媛県	新居浜市、西条市、四国中央市、小松町
	兵庫県	赤穂市、上郡町、上月町
平成16年 台風第22号豪雨	静岡県	全域適用
平成16年 台風第23号豪雨	岐阜県	高山市
	京都府	舞鶴市、宮津市、大江町、加悦町、伊根町、京丹後市、福知山市
	兵庫県	全域適用
	香川県	高松市、坂出市、さぬき市、東かがわ市、三木町、綾上町、綾南町、国分寺町、飯山町
	岡山県	玉野市
	徳島県	徳島市、鳴門市、小松島市、吉野川市
平成16年 新潟県中越地震	新潟県	全域適用
平成17年 福岡県西方沖地震	福岡県	全域適用
平成17年 台風第14号豪雨	鹿児島県	垂水市、錦江町
	高知県	四万十市
	山口県	美川町、岩国市
	宮崎県	全域適用
平成18年 梅雨期豪雨	沖縄県	那覇市
	長野県	岡谷市、諏訪市、塩尻市、下諏訪町、辰野町
	宮崎県	えびの市
	鹿児島県	全域適用
平成18年 台風第13号豪雨等	宮崎県	全域適用
	沖縄県	石垣市、竹富町
平成18年 佐呂間町竜巻災害	北海道	佐呂間町
平成19年 能登半島地震	石川県	全域適用
平成19年 新潟中越沖地震	新潟県	全域適用
平成19年 台風第11号及び前線による大雨災害	沖縄県	久米島町
	秋田県	北秋田市
平成19年 台風第12号災害	沖縄県	竹富町

（注）長期避難解除世帯特例経費等を除く。

Ⅱ 新制度の支給内容について

〔問13で「16～19」のいずれかの災害を回答した方のみ〕

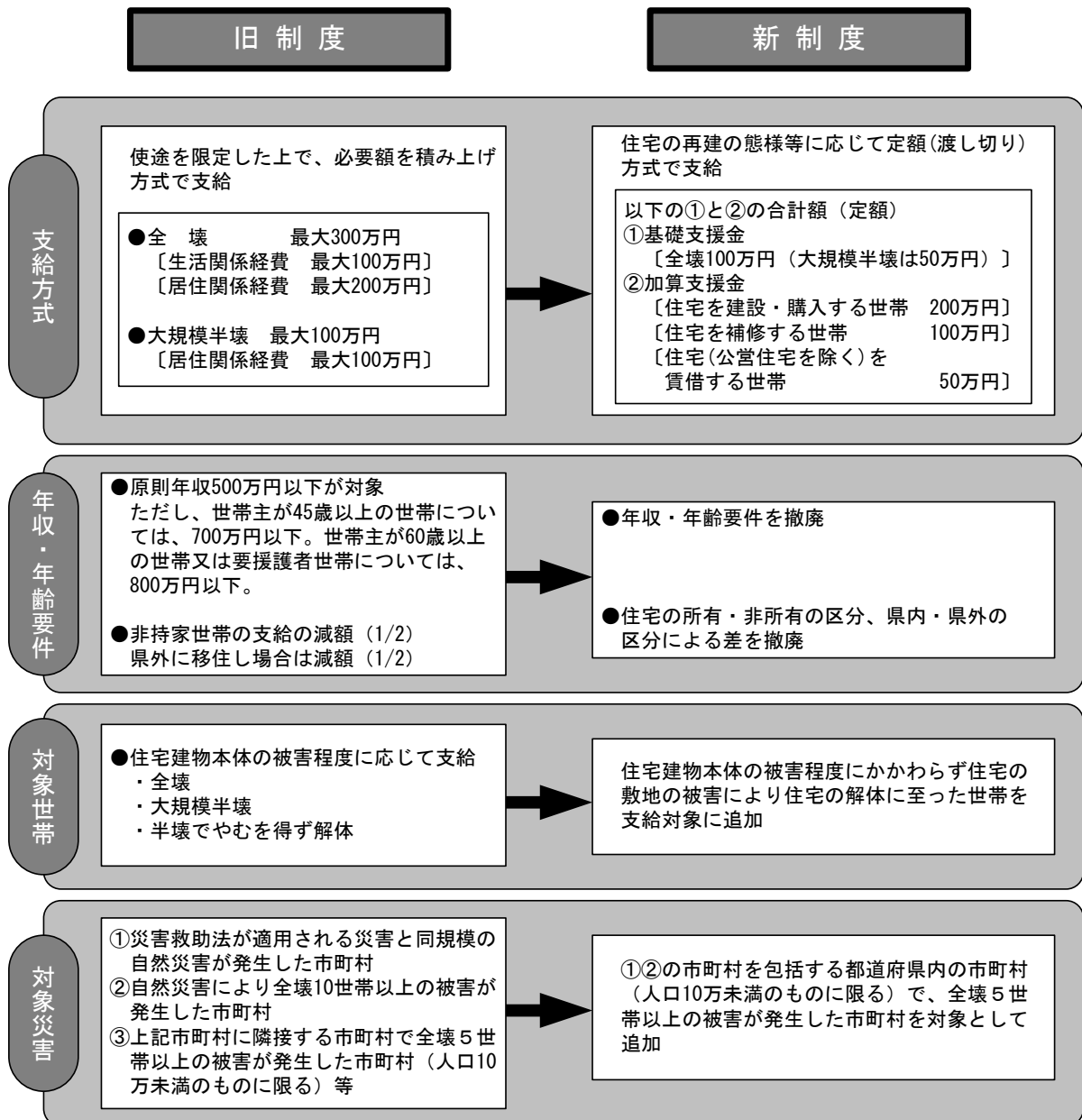
問14 平成19年11月に被災者生活再建支援法が改正され、改正法の公布日（平成19年11月16日）以後に生じた自然災害については、新制度が適用されることとなりました。

ただし、平成19年能登半島地震、平成19年新潟県中越沖地震、平成19年台風第11号及び前線による大雨災害、平成19年台風第12号災害の特定4災害については、特例として新制度による申請方法が適用されることとなりました。あなたはこのことをご存知ですか。
〔1つに○〕

1. 知っている

2. 知らなかった

（参考）【被災者生活再建支援制度の改正概要】



問15 あなたの世帯は、新制度に基づく申請の手続きを行いましたか。〔1つに○〕

- 1. 新制度の申請だけ行った
- 2. 旧制度と新制度の申請を行った

- 3. 新制度の申請は行っていない
(旧制度の申請だけ行った)

次は、「問21(9ページ)」へ進んでください。

問16 新制度の申請書を市町村に提出して、支援金が振り込まれたのはどのくらいたってからですか。〔1つに○〕

- 1. 1ヶ月以内
- 2. 1～2ヶ月以内
- 3. 2～3ヶ月以内
- 4. 3ヶ月以上
- 5. まだ受けていない

問17 あなたの世帯が支給を受けた、又は支給を受ける予定の支援金の種類はいかがですか。〔1つに○〕

- 1. 基礎支援金のみ
(住宅の被害程度に応じて定額を支給する)

- 2. 基礎支援金と加算支援金
(加算支援金は住宅の再建方法に応じて定額を支給する)

(※) 基礎支援金は、住宅の被害程度に応じて定額が支給される支援金で、全壊が100万円、大規模半壊が50万円と決まっています。

加算支援金は、住宅の再建方法に応じて定額が支給される支援金で、住宅を建設・購入する世帯が200万円、住宅を補修する世帯が100万円、住宅を賃借する世帯が50万円(ただし、公営住宅入居者は対象外)と決まっています。

(注) 基礎支援金と加算支援金を合わせて300万円を超えません。また、世帯人数が1人の場合は各該当金額の3/4の額となります。

問17-① 加算支援金の内訳は。〔1つに○〕

- 1. 住宅を建設・購入する
- 2. 住宅を補修する
- 3. 住宅を賃借する

問18 あなたの世帯が受給した支援金は、主にどのような経費に使われましたか。又はどのような経費に使う予定ですか。〔あてはまるものすべてに○〕

- 1. 生活に必要な物品の購入又は修理費
- 2. 災害により負傷又は疾病にかかった医療費
- 3. 生活の移転に伴う引越し費用や交通費
- 4. 住宅の家賃
- 5. 住宅の解体(又は除去)・撤去・整地費
- 6. 住宅の建設、購入費
- 7. 住宅の補修費
- 8. その他

具体的に

問19 あなたの世帯が受給した又は受給する予定の支援金について、それぞれどのように評価しますか。〔(ア)～(エ)それぞれ1つずつ○〕

	1. 非常に満足	2. まあ満足	3. どちらとも いえない	4. 少し不満	5. 非常に不満
(ア) 住宅の再建の態様等に応じて定額（渡し切り）方式での支給について	1	2	3	4	5
(イ) 支給金額について	1	2	3	4	5
(ウ) 支給申請の手続きについて	1	2	3	4	5
(エ) 支援金が支給されるまでの時間について	1	2	3	4	5

問20 被災者生活再建支援制度（新制度）全般について、どのように評価されますか。
〔1つに○〕

1. 非常に満足 2. まあ満足 3. どちらともいえない	4. 少し不満 5. 非常に不満
---	--

→ (問20-②へ)

問20-① 問20で「1」又は「2」と感じた主な理由はなんですか。〔あてはまるものすべてに○〕

1. 支援制度の内容及びわかりやすかった 2. 手続きが簡単だった 3. 支給されるまでの時間が早かった 4. 申請できる期間が長い	5. 必要な経費がまかなえた 6. 生活の再建に目処がついた 7. その他 具体的に
---	---

問20-② 問20で「4」又は「5」と感じた主な理由はなんですか。〔あてはまるものすべてに○〕

1. 支援制度の内容及びわかりにくい 2. 申請の手続きが複雑だった 3. 支給されるまで時間がかかった 4. 申請できる期間が短い	5. 金額が少なく必要な経費がまかなえない 6. 生活の再建に目処がつかない 7. その他 具体的に
---	---

⇒次は、「問27(12ページ)」へ進んでください。

Ⅲ 旧制度の支給内容について

〔問13で「1～15」のいずれかの災害、又は平成19年に災害を受けて新制度の申請をしていない
(旧制度の申請だけ行った世帯のみ)〕

問21 あなたの世帯が受給した支援金の経費の種類はどちらですか。〔1つに○〕

- | | |
|-----------|---------------------|
| 1. 生活関係経費 | 3. 生活関係経費と居住関係経費の両方 |
| 2. 居住関係経費 | 4. わからない |

(※) 生活関係経費は、生活に必要な物品の購入費又は修理費、自然災害により負傷し、又は疾病にかかった場合の医療費、生活の移転に通常必要な移転費(引越費用)、住居を移転するための交通費、住宅を貸借する場合の礼金などです。世帯の年収や人数等によって受けとることのできる限度額が、100万円、75万円、50万円、37.5万円と決まっています。

居住関係経費は、住宅の解体・撤去費、住宅の建設・購入のためのローン利子、住宅を賃借する場合の家賃などです。世帯の年収や人数等によって受けとることのできる限度額が異なります。住宅が全壊等した場合、200万円、150万円、100万円、75万円。また、住宅が大規模半壊した場合、100万円、75万円、50万円、37.5万円と決まっています。

問22 申請書を市町村に提出して、支援金が振り込まれたのはどのくらいたってからですか。〔1つに○〕

- | | | |
|------------|-------------|-----------|
| 1. 1ヶ月以内 | 3. 3～6ヶ月以内 | 5. 12ヶ月以降 |
| 2. 1～3ヶ月以内 | 4. 6～12ヶ月以内 | 6. わからない |

問23 あなたの世帯は、支援金の支給を限度額まで受けましたか。又は、限度額まで受ける予定ですか。〔1つに○〕

- | |
|-------------------------------------|
| 1. 既に限度額まで支給を受けた |
| 2. 限度額まで支給を受けていないが、今後、限度額まで支給を受ける予定 |
| 3. 今後も限度額まで支給を受ける予定はない |

問23-① 「今後も限度額まで支給を受ける予定はない」とした主な理由は何ですか。〔5つまで○〕

- | |
|--------------------------------------|
| 1. 支援金の対象となる経費に制限があったから |
| 2. 生活に必要な物品は購入したから |
| 3. 申請から実際に支給されるまでに時間がかかるから |
| 4. 自分の収入・貯蓄や保険金・見舞金等で対応できるから |
| 5. 公営住宅や民間住宅に入居したため、これ以上対象となる経費がないから |
| 6. 住宅を再建する資金がないから |
| 7. 支給期間が切れていたから |
| 8. 支援期間中には限度額に達しないから |
| 9. その他 () |

問24 あなたの世帯が支援金の支給を受けた又は支給を受ける予定の経費はいかがですか。

◆「生活関係経費」を受給した方、又は受給予定の方。

問24-① 「生活関係経費」の支給を受けた又は支給を受ける予定の経費の内訳は何ですか。
〔あてはまるものすべてに○〕

- | | |
|-------------------------|------------------|
| 1. 生活に必要な物品の購入費又は修理費 | 4. 住居を移転するための交通費 |
| 2. 自然災害による負傷又は疾病の医療費 | 5. 住宅を貸借する場合の礼金 |
| 3. 生活の移転に通常必要な移転費（引越費用） | |

問24-② 上記の「生活関係経費」について、支給を受けた又は支給を受ける予定の合計金額はいくらですか。〔1つに○〕

- | | | |
|-----------------|-----------------|--------------|
| 1. 10万円未満 | 3. 37万5千～50万円未満 | 5. 75万～100万円 |
| 2. 10万～37万5千円未満 | 4. 50万～75万円未満 | |

（注）生活関係経費の支給限度額100万円を超えることはありません。

◆「居住関係経費」を受給した方、又は受給予定の方。

問24-③ 「居住関係経費」の支給を受けた又は支給を受ける予定の経費の内訳は何ですか。
〔あてはまるものすべてに○〕

- | | |
|--|-------------------------------|
| 1. 住宅の補修又は再建設のための解体・撤去・整地費 | 3. その他諸経費（建築確認、登記、水道加入分担金等経費） |
| 2. 住宅の補修又は再建設（移転して建設、購入する場合を含む）のためのローン利子、債務保証料 | 4. 家賃 |

問24-④ 上記の「居住関係経費」について、支給を受けた又は支給を受ける予定の合計金額はいくらですか。〔1つに○〕

- | | | |
|-----------------|----------------|-----------------|
| 1. 37万5千円未満 | 3. 50万～75万円未満 | 5. 100万～150万円未満 |
| 2. 37万5千～50万円未満 | 4. 75万～100万円未満 | 6. 150万～200万円 |

（注）居住関係経費の支給限度額200万円を超えません。また、大規模半壊の世帯は支給限度額100万円を超えません。

問25 あなたの世帯が受給した支援金について、それぞれどのように評価しますか。
〔(ア)～(エ)それぞれ1つつ〇〕

	1. 非常に満足	2. まあ満足	3. どちらとも いえない	4. 少し不満	5. 非常に不満
(ア) 支援の対象となる物品・項目について	1	2	3	4	5
(イ) 支給金額について	1	2	3	4	5
(ウ) 支給申請の手続きについて	1	2	3	4	5
(エ) 支援金が支給されるまでの時間について	1	2	3	4	5

問26 被災者生活再建支援制度（旧制度）全般について、どのように評価されますか。〔1つに〇〕

1. 非常に満足 2. まあ満足 3. どちらともいえない	4. 少し不満 5. 非常に不満
--	--

→ (問26-②へ)

問26-① 問26で「1」又は「2」と感じた主な理由はなんですか。〔あてはまるものすべてに〇〕

1. 支援制度の内容及びわかりやすかった 2. 手続きが簡単だった 3. 支給されるまでの時間が早かった 4. 申請できる期間が長い	5. 必要な経費がまかなえた 6. 生活の再建に目処がついた 7. その他
---	--

問26-② 問26で「4」又は「5」と感じた主な理由はなんですか。〔あてはまるものすべてに〇〕

1. 支援制度の内容及びわかりにくい 2. 申請の手続きが複雑だった 3. 支給されるまで時間がかかった 4. 申請できる期間が短い 5. 対象経費が限定されるなど、支給の内容に制限がある	6. 金額が少なく必要な経費がまかなえない 7. 生活の再建に目処がつかない 8. その他
--	--

Ⅳ 「被災者生活再建支援金」以外の支援制度等について

〔すべての方がお答えください〕

問27 「被災者生活再建支援金」以外に、支援を受けた又は受ける予定の公的な支援制度等はどちらですか。〔あてはまるものすべてに○〕

- | | |
|------------------------------------|-------------------|
| 1. 「被災者生活再建支援金」のほか、利用した公的な支援制度等はない | 5. 地震保険、共済保険等の保険金 |
| 2. お住まいの自治体独自の災害支援制度 | 6. その他（ ） |
| 3. 災害援護資金（貸付・融資） | 7. わからない |
| 4. 見舞金 | |

「2」は、被災者生活再建支援金とは異なり、お住まいの自治体が独自で支援金を支給。

「3」は、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく災害援護資金、生活福祉資金制度に基づく災害援護資金。

問27-① 上記の「被災者生活再建支援金」以外に支援を受けた又は受ける予定の合計金額はいくらですか。〔1つに○〕

- | | | |
|-----------------|-------------------|-------------------|
| 1. 50万円未満 | 4. 200万～500万円未満 | 7. 1500万～2000万円未満 |
| 2. 50万～100万円未満 | 5. 500万～1000万円未満 | 8. 2000万円以上 |
| 3. 100万～200万円未満 | 6. 1000万～1500万円未満 | 9. わからない |

（注）現物支給の場合、概ね金額に換算した場合の額。

◆最後に、被災者生活再建支援金支給制度及び生活や住宅の再建支援に関することで、ご意見がございましたら、下欄に自由にご記入ください。

ご協力ありがとうございました